2月21日には りっぱな人を選ぼう

投票の方法

■投票できる時間

●午前七時から午後六時まで

第一投票所（甘楽町公民館）
第三投票所（轟公会堂）
第八投票所（福島公会堂）
第九投票所（田新屋出張所）
第十投票所（下引田公会堂）

●午前七時から午後五時まで

第二投票所（元国峯分校）
第四投票所（三中体育館）
第五投票所（来波公会堂）
第六投票所（郷須分校）
第七投票所（谷の口公会堂）
第十一投票所（天引本村公会堂）
第十二投票所（庭谷公会堂）

■投票にでかけるときは…

入場券を忘れないこと。家族のものとまちがいがないかよくたしかめてください。

投票所は近くの投票所とは限りません。結婚、転居などで住所のかわった人は、よく注意して、かならず入場券に書いてある投票所へでかけてください。

入場券を紛失したときは、指定されている投票所ではっきり係に申し出て、再発行をうけてください。

■投票するときは……

候補者の中から、いちばん信頼できる人ひとりを選んでまちがわないように、ハッキリ、ていねいに書いてください。

候補者の氏名のほか、自分の名まえやよけいなことを書いたりすると、その投票は無効になってしまいます。

■投票用紙が破れてしまったら

新らしい投票用紙ととりかえてもらいましょう。破れたからといって、チリ紙などに書いたものは無効です。書き損じたときは、その部分をハッキリ消して、わきに書いてください。

■字が書けないとき……

字を知らなかったり、手にケガをして書けない場合などは、遠慮なく係の人に申し出てください。係の人がかわって書いてくれます。秘密はかたく守られますから、だいじな一票をむだにしないようにしましょう。

■投票の秘密は絶対に守られる

選挙の投票は、「だれ」が「だれに」投票したか、本人以外のだれにもわからないようになっています。自分でよいと決めた人に、安心して投票しましょう。あなたの権利を「憲法」と「選挙法」が守っています。

×　×　×

候補者は心の中までよく見よう　森吉　正照

不在者投票 簡単になりました

やむを得ない用務や病気出産、老衰などのため投票日に投票所へ行けない人は、前もって不在者投票をすることができます。

このような人は選挙の公示の日から投票日の前日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで、役場で投票することができます。

この場合、いままでは投票の不正をなくすために、投票日に投票所に行けないことを証明する「証明書」が必要でしたが、昨年の法改正により、今回からこのような証明書は必要なくなりました。

不在者投票をする本人が、選挙の当日、自ら投票所に行き投票することができない事由を申し立てそれが真正である旨の「宣誓書」をあわせて提出するだけでよいことになりました。

また選挙の当日、その属する投票区の区域外において職務に従事する人は、その場所が町内であっても、不在者投票を行なうことができることになりました。

くわしいことについて知りたい人は、事前に有線（三―六）か電話（小幡4番）で町の選挙管理委員会へお問い合わせください。

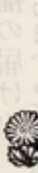

投票用紙には候補者ひとりの氏名をはっきり書きましょう。（森吉正図）

こどもはりこうです
悪質候補者にまどわされないように気をつけましょう　（宍戸左行）